

鳥取県公報

平成 21 年 11 月 4 日 (水) 第 8 1 4 1 号

毎週火·金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	ロ 鳥取県立総合療育センターの利用に係る使用料の徴収	
			(664) (子ども発達支援室)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			河川整備計画の決定 (665) (河川課)・・・・・・ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (666) (東部	
			指定居宅サービス事業者の指定(667)(東部総合事務	
			指定介護予防サービス事業者の指定(668)(")・・ 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者	
			(669) (西部総合事務所福祉保健局)・・・・・・・	

示

鳥取県告示第664号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、平成21年度における鳥取県立総合 療育センターの利用に係る使用料の徴収及び収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告 示する。

平成21年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手 株式会社ニチイ学館
- 2 委託期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

鳥取県告示第665号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定に基づき、河川整備計画を定めたので、同条第6項 の規定により次のとおり公表する。

平成21年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川整備計画を定めた河川 千代川水系 (八東川ブロック)
- 2 河川整備計画を閲覧に供する場所

鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県八頭総合事務所並びに八頭町建設課及び若桜町農林建設課

鳥取県告示第666号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成21年 12月22日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年11月4日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 則

- 1 申請のあった年月日 平成21年10月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人鳥取県就労支援事業者機構
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 清水 昭允

- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 鳥取市吉方109
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

本機構は、犯罪者や非行少年(更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」とい う。) が善良な社会の一員として更生するためには、就労の機会を得て経済的に自立することが重要であるこ とにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止する ことにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に 寄与することを目的とする。

鳥取県告示第667号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定した ので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月4日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 則

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所の	指定年月日	サービスの種類	
氏名	の名称	所在地	11年十月日	り ころの理規	
有限会社いちむら	介護ステーション	鳥取市上原923-20	平成21年10月29日	訪問介護	
	ほのか				
アースサポート株	アースサポート株	鳥取市富安一丁目	平成21年11月1日		
式会社	式会社 鳥取在宅	113		"	
	サービスセンター				

鳥取県告示第668号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定 したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年11月4日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所の	指定年月日	サービスの種類	
氏名	の名称	所在地	相处平月日		
有限会社いちむら	介護ステーション	鳥取市上原923-20	平成21年10月29日	介護予防訪問介護	
	ほのか				
アースサポート株	アースサポート株	鳥取市富安一丁目	平成21年11月1日		
式会社	式会社 鳥取在宅	113		"	
	サービスセンター				

鳥取県告示第669号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指 定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年11月4日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害 福祉サービス事 業を行う事業所 の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
社会福祉法人	米子市上後藤	F&Y境港	境港市中野町1929-	就労継続支援	平成21年11月
養和会	八丁目 9-23		1	B型	1 日